

公 表

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 7 項の規定に基づき指定管理者監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成 31 年 1 月 22 日

岩倉市監査委員 内 藤 充
岩倉市監査委員 須 藤 智 子

指定管理者監査報告書

第1 監査の種類

地方自治法第199条第7項に基づく公の施設の指定管理者監査

第2 監査の目的

指定管理者制度が法律並びに条例等に基づき適正かつ公平に運用されているか、また、施設管理に関する協定書の内容、事業報告に対する履行確認及び導入の効果の測定が適正に行われているかを検証し、今後の指定管理者制度の適正な運用に資することを目的とする。

第3 監査の対象

対象施設	岩倉市生涯学習センター (以下「生涯学習センター」という。)
対象団体	特定非営利活動法人来未iwakura
担当部局	教育こども未来部 生涯学習課
監査の範囲	・平成27年4月1日から平成30年3月31日までの事業のうち、指定管理料に係る出納その他の事務 ・指定管理者指定の手續に係るものは上記以前の期間を含む。

第4 監査の期間

平成30年12月3日から平成31年1月21日まで

第5 監査実施場所

監査委員事務局室及び生涯学習センター

第6 監査の方法

監査の実施にあたっては、調査票及び基本協定書、年度協定書、事業報告書、決算書などの出納に係る関係書類等の提出を求め書類審査を行った。

また、監査委員により関係職員、団体へのヒアリングを行い、公の施設の管理に係る出納その他の事務が適正に行われているかどうかの主眼を置いて監査を実施した。

第7 監査の着眼点

【 特定非営利活動法人来未iwakura 】

- (1) 協定書に従い施設を適切に管理しているか。
- (2) 現金の管理及び使用料の減免の手續は適正になされているか。

- (3) 指定管理料の請求・収受は適正になされているか。
- (4) 指定管理業務に係る出納関係帳簿の記帳等、会計経理が適正になされているか。
- (5) 実績報告は適時行われているか。
- (6) 市民サービスの向上が図られているか。

【 教育こども未来部 生涯学習課 】

- (1) 指定管理者の指定の手續が条例の定めに従い、公正に行われているか。
- (2) 指定管理者は当施設の管理に適した組織、経験等を有するか。
- (3) 経費の区分等必要事項が適正に記載されている協定書が締結されているか。
- (4) 「指定管理者モニタリングマニュアル」に従い、指定管理者による管理の状況及び効果を実績報告書等によりの確に把握し、その履行確認、効果の測定が適正に行われているか。

第8 事業の概要

1 監査対象団体の概要

(1) 団体名

特定非営利活動法人来未iwakura

(2) 設立の目的

市民の自発的な学習活動や芸術等の文化活動を支援し、地域のコミュニティ活動を活性化させ、生涯にわたって学び続ける環境づくりを進めること。また、これらの活動を通じた「なかま」との協働によるまちづくりを推進し、きたる未来に向けて市民とともに「人間らしく豊かな感性をもって人々が集うまち」を目指していくこと。

(3) 設立年月日

2009年1月22日

(4) 職員数（平成30年3月31日現在）

13人

(5) 事業内容

- ・ 生涯学習講座の企画、募集、運営事業
- ・ サークル振興事業
- ・ 公民館の運営事業
- ・ まちづくりの推進・支援事業

- ・ 男女共同参画促進支援事業
- ・ 子どもの育成支援事業

2 指定管理業務の内容

指定管理者は、平成27年4月1日から平成32年3月31日まで生涯学習センターの指定管理者の指定を受け以下の業務を行っている。なお、指定管理者として最初の指定期間は平成22年1月1日から平成24年3月31日までであり、以降、継続して指定を受けている。

- ・ 生涯学習に係る講座等の開催に関すること。
- ・ 生涯学習関係者の研修及び生涯学習指導者の養成に関すること。
- ・ 生涯学習に係る調査研究及び情報の収集提供に関すること。
- ・ 生涯学習の相談に関すること。
- ・ 生涯学習の活動のため、施設の使用に関すること。
- ・ 設置目的（実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与すること）を達成するために必要な事業
- ・ 生涯学習センターの施設及び設備等の維持管理に関する業務
- ・ 生涯学習センターの使用料の収納に関する業務
- ・ 以上のほか、教育委員会が必要と認める業務

(1) 指定管理の事務手続等

公の施設の管理に係る条例、施行規則等の諸規定	<ul style="list-style-type: none"> ・ 岩倉市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例 ・ 岩倉市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則 ・ 岩倉市教育委員会の所管する岩倉市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則 ・ 岩倉市生涯学習センターの設置及び管理に関する条例 ・ 岩倉市生涯学習センターの管理及び運営に関する規則 	
基本協定書締結年月日	平成 27 年 3 月 26 日	
指定期間	平成 27 年 4 月 1 日～ 平成 32 年 3 月 31 日	
選定方法	公募型プロポーザル方式	
指定管理料	平成29年度	平成28年度
予算額	41,047,000 円	40,930,000 円
決算額	39,172,933 円	38,560,599 円
実績報告書提出日	平成 30 年 5 月 30 日	平成 29 年 5 月 22 日

(2) 協定の内容等 (平成29年度)

修繕料の費用負担区分	1 件 10 万円以下の案件に限り指定管理者が実施する。 緊急やむを得ない場合は、1 件 10 万円を超える案件においても、市と協議の上で、指定管理者が実施することができる。
10 万円を超える修繕料 (市負担分) の実績	・誘導灯取替修繕 571,320 円 (9 月補正予算対応) ・防盜金庫テンキー 142,560 円 計 713,880 円
光熱水費の費用負担区分	光熱水費基準年額 8,000,000 円は指定管理料に含まれ、事業終了後に実績により精算する。 ・余剰が生じた場合は市に返還する。 ・不足が生じた場合は、事故及び自然災害等の特別な場合のみ補填する。
光熱水費の精算	市への返還額 1,873,707 円 (平成 30 年 5 月 28 日)
備品購入の費用負担区分	市の負担
備品購入の実績	冷凍冷蔵庫 119,880 円 (9 月補正予算対応)

(3) 収支状況 (平成29年度)

区 分		予算額 (A)	決算額 (B)	(B)/(A)	
収 入 額		41,550,000 円	39,741,976 円	95.6 %	
経 常 収 入	指定管理料	41,047,000 円	39,172,933 円		
	会費・入会金	52,000 円	59,000 円		
	市民活動収入	300,000 円	347,500 円		
	寄付金	0 円	0 円		
	受取利息	1,000 円	103 円		
	雑入	150,000 円	162,440 円		
支 出 額		42,200,000 円	39,369,311 円	93.3 %	
経 常 支 出	事業費	36,940,000 円	34,747,840 円	94.1 %	
	人件費	職員給与・手当等	7,595,000 円	7,563,600 円	
		パート職員賃金等	7,366,000 円	7,311,500 円	
		託児スタッフ賃金	140,000 円	132,000 円	
		法定福利費	1,305,000 円	1,279,351 円	
		福利厚生費	73,000 円	46,812 円	
		通勤費	158,000 円	158,000 円	
	小計	16,637,000 円	16,491,263 円	99.1 %	

区 分		予算額 (A)	決算額 (B)	(B)/(A)	
経常支出	事業経費	講師謝礼	4,276,000 円	4,185,000 円	
		講座事業委託料	60,000 円	60,000 円	
		有償ボランティア謝礼	10,000 円	6,000 円	
		市民活動講師謝礼	258,000 円	258,000 円	
		サークル支援事業費	85,000 円	80,435 円	
		旅費交通費	20,000 円	8,182 円	
		通信運搬費	315,000 円	314,710 円	
		消耗品費	556,000 円	555,479 円	
		会議費	30,000 円	28,548 円	
		委託料	4,568,000 円	4,567,104 円	
		修繕費	50,000 円	24,192 円	
		印刷製本費	10,000 円	4,510 円	
		光熱水費	8,000,000 円	6,126,293 円	
		損害保険料	151,000 円	150,400 円	
		支払手数料	190,000 円	181,414 円	
		租税公課	1,664,000 円	1,663,900 円	
		備品購入費	50,000 円	37,410 円	
		雑費	10,000 円	5,000 円	
		小計	20,303,000 円	18,256,577 円	
	管理費		4,960,000 円	4,621,471 円	93.2 %
人件費	役員報酬	0 円	0 円		
	職員給与・手当等	2,136,000 円	2,134,800 円		
	パート職員賃金等	936,000 円	757,215 円		
	法定福利費	360,000 円	349,263 円		
	福利厚生費	20,000 円	14,276 円		
	通勤費	0 円	0 円		
小計	3,452,000 円	3,255,554 円	94.3 %		
管理経費	役員等旅費交通費	60,000 円	48,000 円		
	旅費交通費	4,000 円	2,481 円		

区 分		予算額 (A)	決算額 (B)	(B)/(A)	
経常支出	管理経費	通信運搬費	220,000 円	189,688 円	
		消耗品費	201,000 円	200,039 円	
		修繕費	200,000 円	199,476 円	
		印刷製本費	44,000 円	43,200 円	
		光熱水費	0 円	0 円	
		諸謝金	266,000 円	255,960 円	
		委託料	363,000 円	362,880 円	
		支払手数料	50,000 円	18,684 円	
		租税公課	10,000 円	415 円	
		使用料	14,000 円	13,990 円	
		備品購入費	50,000 円	25,704 円	
		損害保険料	6,000 円	5,400 円	
		雑費	20,000 円	0 円	
		小計	1,508,000 円	1,365,917 円	
		予備費	300,000 円	0 円	
予備費	300,000 円	0 円	0 %		
収支差引額		△650,000 円	372,665 円		

(4) 指定管理料の支払状況 (平成29年度)

	支 払 額	請 求 日	支 払 日
第1期	10,349,140 円	平成29年4月1日	平成29年4月28日
第2期	10,232,500 円	平成29年7月3日	平成29年7月25日
第3期	10,232,500 円	平成29年10月6日	平成29年10月25日
第4期	10,232,500 円	平成30年1月4日	平成30年1月25日
計	41,046,640 円		

※ 第1期の支払額は、空調機器定期点検分 (12,960円×9台=116,640円) を含む。

(5) 施設利用者数

(単位：人)

年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	
27	9,579	10,667	10,835	11,736	9,969	9,887	
28	9,474	9,205	11,085	10,073	9,431	9,072	
29	9,066	8,811	10,704	10,287	8,668	9,608	
29-28 比較	▲408	▲394	▲381	214	▲763	536	
年度	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
27	11,449	10,868	9,196	9,360	10,256	9,530	123,332
28	11,334	9,902	9,758	9,203	10,199	9,991	118,727
29	8,957	9,642	8,841	9,205	9,766	9,758	113,313
29-28 比較	▲2,377	▲260	▲917	2	▲433	▲233	▲5,414

第9 監査の結果及び意見

生涯学習センターの指定管理業務に係る出納、事務の執行状況、所管課の指導状況等についての監査の結果及び意見は次のとおりである。

【 特定非営利活動法人来未iwakura 】

- (1) 協定書に従い施設を適切に管理しているか。

施設は協定書に従い概ね適切に管理されていた。

- (2) 現金の管理及び使用料の減免の手続は適正になされているか。

貸館業務の使用料や講座受講料の収受があるため、日々の業務に必要な釣銭等の現金を一定期間保有しているが、取扱職員を定め、金庫の施錠をして適切に保管していた。

なお、「岩倉市生涯学習センターの設置及び管理に関する条例」第9条により市長が認めたときは使用料を減免することができる。生涯学習センターの利用の大部分は社会教育関係団体や生涯学習サークルによる定例的な活動であるが、それらの団体等は「岩倉市生涯学習センターの管理及び運営に関する規則」第7条第1項の規定により使用料が減免され、それ以外の利用者の減免については、対象となる利用がなかった。

- (3) 指定管理料の請求・収受は適正になされているか。

指定管理料は、年度協定書第3条第2項の規定により、4期に分けて支払われている。監査の対象期間においては、平成28年7月に支払うべき平成28年度の第2期分の指定管理料が、事務の遅延により同年の8月に支払われている事案があった。

事務手続の進行管理を徹底し、協定書の遵守に努められたい。

- (4) 指定管理業務に係る出納関係帳簿の記帳等、会計経理が適正になされているか。

日常業務に使用している帳簿の確認をした。複数の担当で記帳状況や帳簿と現金の一致等を確認し、会計事務所のチェックも年に2回受けていた。

予算決算上の問題点としては、例年、予算流用が多く発生していることが挙げられる。経費削減の観点から必要最小限の予算計上としているため流用が多く発生することであるが、合理的に作成されているはずの予算は流用を前提とするものではない。団体の経理規程第37条においても各科目間の流用は「予算執行上やむを得ない場合」に限定しているため、当初予算策定時の積算を精査し、極力、流用しない運用をするよう留意されたい。

- (5) 実績報告は適時行われているか。

基本協定書第18条の規定に基づき、事業報告書は、半期分の状況が毎半期終了後10日以内に、事業年度全体の状況が毎事業年度終了後、出納閉鎖期日までに提出されていた。

実績報告書には各年度の収支決算書も含まれるが、指定管理者選定時のプロポーザルの際に提出された「生涯学習センター運営費収支計画」の指定管理料の積算内訳と項目が異なるため、経費が提案された通りの使い方をされているかの比較検討ができない状況であった。

また、基本協定書第5条第3項では「指定管理料を管理運営業務以外の業務の経費に使用してはならない。」と規定されているがその確認もできず、引いては指定管理料が足りているのか、不足しているのかという指定管理料の適正性が判断できない。

このことは前述した流用の発生にも関係してくると思われるので、プロポーザル時も含めて、予算決算の組み方について精査することを検討されたい。

《参考》

岩倉市生涯学習センターの管理運営等に関する基本協定書（抜粋）

（事業報告書の提出）

第18条 乙（指定管理者）は、手続条例第7条の規定に基づき、毎事業年度終了後、市の出納閉鎖期日までに、次に掲げる事項の当該事業年度全体の状況を記載した事業報告書を甲（岩倉市）に提出しなければならない。

- (1) 管理運営業務の実施状況及び利用状況
- (2) 使用料及び利用に係る料金の収入の実績
- (3) 管理運営業務に係る経費の収支状況
- (4) その他、甲が必要と認める事項

2 乙は、毎半期終了後10日以内に、前項に掲げる事項の半期分の状況を記載し

た事業報告書を甲に提出しなければならない。ただし、甲が認めた場合は、報告対象期間及び提出期日を別に定めることができる。

- 3 乙は、年度の途中において、指定を取り消された場合は、当該指定が取り消された日から速やかに当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

(6) 市民サービスの向上が図られているか。

利用者代表と事務局による情報交換の場である利用者会議は、平成29年度には3回開催されていた。施設・備品等への要望や、その他個別の問題について協議され、利用者の意見等の把握や対応に努めている。

また、平成29年7月2日には「岩倉市生涯学習センターフェスティバル」を初めて開催し、参加団体等から選任された実行委員が企画運営をすることにより、サークル活動の充実や交流を促進した。各サークルの活動発表や作品展示、体験などにより、他サークルへの興味や参加意識の向上に役立ったと思われる。

来場者アンケートの結果等を参考に、今後もサークル活動のさらなる活性化のためにより効果のあるイベントとなるよう企画運営を期待する。

(7) その他

担当部局との会議や協議事項などの記録を作成しているが、団体内部での供覧で完結し担当部局への提出はしていない。問題点などの情報共有のため、協議記録を担当部局に提出することを推奨する。

生涯学習センターの会議室等は、サークル等の活動内容や目的により適した部屋を各団体が選択して利用されている。部屋の稼働率に差が生じることは当然であり、現在も予約が重なった時などに調整や部屋の融通をしているとのことであるが、可能であれば料理室、工芸室、和室など特殊な用途や設備を持つ部屋を他の用途に転用する工夫を検討するなど、今後も空き部屋等の有効活用に努められたい。

【 教育こども未来部 生涯学習課 】

- (1) 指定管理者の指定の手續が条例の定めに従い、公正に行われているか。

指定管理者の選定は、公募型プロポーザル方式を採用した。

「岩倉市公の施設に係る指定管理者の指定手續等に関する条例」

(以下「指定手續条例」という。)第2条第2項の規定により、指定管理者の公募に係る告示をしたが、公募に応じたのは1事業者であった。同事業者に対するヒアリング及び指定管理者選定委員会の意見聴取により指定管理者の候補者として同事業者を選定し、議会の議決を

経て指定管理者が決定した。

指定管理者の指定手続としてはその後、指定手続条例第5条の規定により「岩倉市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則」第4条に規定する事項を告示しなければならないが、それがなされていなかった。指定等の告示は公の施設の指定管理者が決定したことを広く一般に知らしめるために重要な手続であるため、確実に実施することを求める。

(2) 指定管理者は当施設の管理に適した組織、経験等を有するか。

当該指定管理者は、生涯学習センターの供用開始以来、継続して指定管理者として当施設の管理運営をしている。その間に培った経験により、変化する市民ニーズにも対応しながら施設の設置目的や趣旨に沿った運営をしている。

(3) 経費の区分等必要事項が適正に記載されている協定書が締結されているか。

平成27年3月26日に基本協定書を締結し、年度ごとに指定管理料等についての年度協定書を締結している。

基本協定書において、以下の点について検討を要望する。

- ・「岩倉市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例」を「手続条例」と略しているが、「岩倉市行政手続条例」と明確に区分するため「指定手続条例」などとするのが望ましい。

- ・第10条（使用料等の徴収）

当施設の指定管理業務においては、施設の使用料に見合う利用料金を指定管理者の収入とする利用料金制度を導入していないが、生涯学習センターの使用料及び物品売払代金については指定管理者に徴収事務を委託している。

公金の徴収事務については、地方自治法施行令第158条第1項の規定により使用料等の徴収、収納の事務を指定管理者に委託する場合、同条第2項に規定する告示が必要であるがなされていなかった。委託契約書を交わしていないことについては、行政上の協定書の法的性質は民事上の契約であると解すると、当協定書の締結により歳入の私人への徴収事務委託契約はなされているという見方もできるが、委託した旨の告示は必要である。早急に対処されたい。

- ・第18条（事業報告書の提出）

事業報告書の提出期限については、指定手続条例第7条においては「毎年度終了後30日以内」と規定されているが、基本協定書においては「手続条例第7条の規定に基づき、毎事業年度終了後、市の出納閉

鎖期日までに」とされている。指定手続条例を遵守するよう運用されたい。

・第26条（自主事業）

自主事業を実施する場合の参加者からの徴収金額については、事前に市との協議が必要である。自主事業である「学びの郷」の参加者負担金については口頭での打合せを担当部局と実施した旨報告があったが記録が残されていない。担当者の異動や情報共有のため、文書で記録を残すことが望ましい。

《参考》

岩倉市生涯学習センターの管理運営等に関する基本協定書（抜粋）

（使用料等の徴収）

第10条 甲（岩倉市）は、地方自治法施行令第158条第1項の規定に基づき、センターの使用料及び物品売払代金の徴収事務を乙（指定管理者）に委託する。

（事業報告書の提出）

第18条 乙は、手続条例第7条の規定に基づき、毎事業年度終了後、市の出納閉鎖期日までに、次に掲げる事項の当該事業年度全体の状況を記載した事業報告書を甲に提出しなければならない。

- (1) 管理運営業務の実施状況及び利用状況
- (2) 使用料及び利用に係る料金の収入の実績
- (3) 管理運営業務に係る経費の収支状況
- (4) その他、甲が必要と認める事項

（自主事業）

第26条 乙は、センターにおいて自主事業を行うときは、事業内容及び当該事業の実施に際して参加者から徴収する金額について、事前に甲と協議するものとする。

(4) 「指定管理者モニタリングマニュアル」に従い、指定管理者による管理の状況及び効果を実績報告書等により的確に把握し、その履行確認、効果の測定が適正に行われているか。

半期ごと及び年度末に実績報告書が指定管理者から提出されるが、その中に含まれる収支決算書の各項目について内訳等の詳細の確認をしていなかった。前述した多発する流用についても事後報告だけであるが、適正な対応であるか、期中の確認が必要であると考えます。

基本協定書第8条に規定する第三者への委託業務については、同条第2項の規定により業務内容、業者名等の報告を指定管理者から受けている。一部において、業務結果の報告がされていないものがあつたが、同条第3項に規定する第三者への委託の適正性を判断するため、全ての点検等の実施結果を確認されたい。

市は公の施設の設置者として、また、指定管理者による管理という意思決定を行ったものとして、その指定管理者が確実に所定の業務を行っているかを確認する必要がある。そのためにはモニタリングの実施が非常に重要である。半期ごとに提出される実績報告書や年度全体の実績報告書とは別に、生涯学習センターの管理、運営、事業等の評価・検証を

するモニタリングは年に1度、指定管理者と担当部局により実施されている。これは前年度の管理状況や事業等についての評価であるが、モニタリングの実施時期が翌年度の12月であるため、評価結果を当年度事業に反映させることが難しい。年度の実績報告書が5月末までに提出されるので、その後遅滞なく実施する等、より効果的な実施時期を検討されたい。

なお、平成30年3月に「指定管理者モニタリングマニュアル」が策定されている。この統一的な基準に基づき、モニタリングの手法、評価方法や時期について指定管理者と協議中であるとの報告があったが、効果的なモニタリング手法を構築し実践することにより、さらなる市民サービスの向上に努められたい。

第10 総括

今回の監査対象は、生涯学習センターの開館当初から指定管理者として継続して指定されている特定非営利活動法人来未iwakuraであったが、長年の実績と経験があり、日々の運営状況に大きな問題は発生していなかった。

指定管理者制度の導入の目的のうちの一つである経費削減については、元より施設の性格上、ある程度固定化した団体等の利用が多く、その余地は少ないと考えられるが、照明設備や空調機器の調整により運営コストの削減に努めていた。

一方で、年間を通しての予算流用の多発は予算の積算方法に問題がある可能性があり検討の余地がある。また、指定管理料はサービスの質や水準を維持又は向上するために必要な管理運営費等の経費であるが、プロポーザルで提案する際の収支計画と実際の予算決算書の形式が異っているため、対比して分析することができなかった。その整合性なども含めて、適正であるかどうかを担当部局が判断できるよう精査すべきと考える。

平成29年度の収入支出の決算額の差額である当期の利益は、372,665円であった。それにより、法人を設立し生涯学習センターの指定管理業務を担うようになった平成21年度からの繰越利益は、平成29年度末で4,212,316円となっている。光熱水費以外の部分の指定管理料の精算はしないため、収支差額である剰余金は黒字の決算を計上する限り増え続けることになる。この内部留保金はどこまでが指定管理料に該当するものなのか明確でなく、その取扱いについては明文化されたものがないが、保有する限度額や用途、指定管理期間終了時の処分方法などは、当指定管理者の非営利的性格を考慮して、市と指定管理者の合意によりあらかじめ決めておく必要があるのではないだろうか。今回の監査対象ではないが、当団体の平成30年度予算では、NPO法人としての事業計画の策定費用として委託料が計上されている。内部留保金を

その費用として充てる旨団体から説明があったが、第三者委託として市への報告はされていない。NPO法人の事業計画であり施設管理に関するものではないので市への報告は不要であるとの見解であったが、指定管理料を含めた予算の中で発注するものであるため、市への報告が必要な可能性がある。団体の経営全般にわたるものまで監査委員の監査権限は及ばないが、団体運営と指定管理業務に関する会計区分が明確でないこともその辺りの判断があいまいになる要因である。それも踏まえて、剰余金の取扱いと処分については、今後の課題として認識されたい。

モニタリング結果については、監査時点で平成29年度分が未実施であったため、平成27・28年度分の確認をしたが、指定管理者の自己評価、生涯学習課の評価とも2年連続で全く同じ結果であった。一定レベル以上の適切な事業運営をしていると評価できるが、より高いレベルを目指し前年より少しでも評価が上がるよう今後も努められたい。

また、施設利用者数が平成27年度から毎年約5千人ずつ減少している。講座の内容等により変動があるとは思いますが、その原因を分析し、具体的な対策を講じる必要があると思われる。より魅力のある講座やイベント等の企画を期待する。

指定管理者の指定の際の告示並びに使用料の徴収、収納事務の委託の告示をしていないことは大きな問題である。特に、指定管理者の公募から候補者の選定、議会での議決、指定管理者の指定の告示及び協定締結という指定管理者の指定に係る事務は、長期にわたり施設の管理に関する権限のほとんどを指定管理者に委ねるといふ重要な行政処分に関わるものであり、誤りがあってはならないものである。指定手続のフローチャートやチェックリストを作成する等、遺漏なく確実に事務を進める仕組みを構築されたい。

岩倉市生涯学習センターの設置及び管理に関する条例

平成21年3月31日条例第2号

改正

平成21年9月30日条例第23号

平成25年3月28日条例第14号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2の規定に基づき、岩倉市生涯学習センター（以下「センター」という。）の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 法第244条第1項及び社会教育法（昭和24年法律第207号）第20条の目的を達成するため、センターを設置する。

(名称及び位置)

第3条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 岩倉市生涯学習センター
- (2) 位置 岩倉市本町神明西20番地

(事業)

第4条 センターは、第2条に規定する目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 生涯学習に係る講座等の開催に関すること。
- (2) 生涯学習関係者の研修及び生涯学習指導者の養成に関すること。
- (3) 生涯学習に係る調査研究及び情報の収集提供に関すること。
- (4) 生涯学習の相談に関すること。
- (5) 生涯学習の活動のため、施設の使用に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、設置目的を達成するために必要な事業

(利用の許可)

第5条 センターを利用しようとする者は、あらかじめ岩倉市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の許可を受けなければならない。

2 教育委員会は、センターの管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付することができる。

(利用の不許可)

第6条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用を許可しない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。
- (2) センターの事業に支障があると認めるとき。
- (3) センターの管理上支障があると認めるとき。

(許可の取消し等)

第7条 教育委員会は、第5条第1項の規定により許可を受けた者（以下「利用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、許可を取り消し、利用の中止若しくは停止を命じ、又は許可に付された条件を変更することができる。

- (1) この条例又はこれに基づく規則の規定に違反したとき。
- (2) 許可に付された条件に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正な手段により許可を受けたとき。

(使用料)

第8条 利用者は、利用の許可を受けたときは、別表第1及び別表第2に定める使用料を納付しなければならない。

(使用料の減免)

第9条 市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減免することができる。

(使用料の還付)

第10条 納付された使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(目的外利用等の禁止)

第11条 利用者は、許可を受けた目的以外にセンターを利用し、又はその利用の権利を他人に譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(設備の変更禁止)

第12条 利用者は、センターの施設に特別な設備をし、又は設備に変更を加えてはならない。ただし、あらかじめ教育委員会の許可を受けたときは、この限りでない。

(原状回復の義務)

第13条 利用者は、センターの施設の利用を終了したときは、直ちに当該施設を原状に回復しなければならない。

(損害賠償)

第14条 利用者は、故意又は過失により建物、附属設備又は物品を汚損し、損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長が損害を賠償させることが適当でないと認めるときは、この限りでない。

(指定管理者による管理)

第15条 教育委員会は、センターの管理及び運営を法第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。

2 指定管理者の指定の手續等については、岩倉市公の施設に係る指定管理者の指定手續等に関する条例(平成17年岩倉市条例第25号)の定めるところによる。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第16条 前条第1項の規定により指定管理者にセンターの管理及び運営を行わせる場合に、当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。

- (1) 第4条各号に掲げる事業に関する業務
- (2) センターの施設及び設備等の維持管理に関する業務
- (3) 第8条に規定する使用料の収納に関する業務
- (4) 前各号に掲げるもののほか教育委員会が必要と認める業務

(指定管理者が行う管理の基準)

第17条 第15条第1項の規定により指定管理者がセンターの管理及び運営を行う場合は、次に掲げる基準によらなければならない。

- (1) 関係法令並びに条例及び規則の規定を遵守し、適正な管理及び運営を行うこと。
- (2) 利用者等に対して適切なサービスを行うこと。
- (3) 利用者等に対して不当な差別的取扱いをしないこと。
- (4) 施設、附属設備及び物品の保全を適切に行うこと。
- (5) 業務に関連して取得した個人に関する情報を適切に取り扱うこと。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が定める基準

(読替規定)

第18条 第15条第1項の規定により指定管理者に管理及び運営を行わせる場合にあっては、第5条から第7条まで及び第12条の規定の適用については、これらの規定中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

(規則への委任)

第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年条例第23号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年 3 月28日条例第14号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成25年 4 月 1 日から施行する。（後略）

別表第 1（第 8 条関係）

利用時間 利用区分	時間区分			
	午前	午後	夜間	全日
	午前 9 時から 午後 0 時30分まで	午後 1 時から 午後 5 時まで	午後 5 時30分から 午後 9 時30分まで	午前 9 時から 午後 9 時30分まで
会議室(1)	円 700	円 800	円 800	円 2,300
会議室(2)	700	800	800	2,300
会議室(3)	500	600	600	1,700
会議室(4)	600	700	700	2,000
研修室(1)	1,700	1,900	1,900	5,500
研修室(2)	1,300	1,500	1,500	4,300
料理室	1,300	1,400	1,400	4,100
工芸室	1,300	1,400	1,400	4,100
和室	600	700	700	2,000
スタジオ(1)	2,300	2,600	2,600	7,500
スタジオ(2)	900	1,000	1,000	2,900
スタジオ(3)	400	400	400	1,200

備考

- 1 商業的な宣伝等に使用する場合 100パーセント増
- 2 商業的な直接収益を伴う用途に使用する場合 200パーセント増
- 3 市外利用者の場合 100パーセント増

別表第 2（第 8 条関係）

附属設備	単位	使用料（1回当たり）
グランドピアノ	1台	円 1,000
電子ピアノ又はアップライトピアノ	1台	500
音響設備	1式	200
アンプ	1台	200
ドラムセット	1組	500
録音設備	1式	200
プロジェクター	1台	300
反響板	1式	500
簡易ステージ	1式	500
保管庫	1箇所	1,000※
コピー機	1面	10

※ 1か月当たりの使用料とする。

岩倉市生涯学習センターの管理及び運営に関する規則

平成21年9月30日教委規則第11号

改正

平成25年6月20日教育委員会規則第5号

(趣旨)

第1条 この規則は、岩倉市生涯学習センターの設置及び管理に関する条例（平成21年岩倉市条例第2号。以下「条例」という。）第19条の規定に基づき、岩倉市生涯学習センター（以下「センター」という。）の管理及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(利用時間)

第2条 センターの利用時間は、午前9時から午後9時30分までとする。ただし、岩倉市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(休館日)

第3条 センターの休館日は、1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日までとする。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときは、臨時に開館し、又は臨時に休館することができる。

(利用許可の申請等)

第4条 条例第5条第1項の規定により利用の許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、その利用しようとする日（以下「利用日」という。）の属する月の3月前の初日から利用日の3日前までの間に、岩倉市生涯学習センター利用許可申請書（様式第1）を教育委員会に提出しなければならない。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

2 教育委員会は、前項の規定により申請を受理したときは、その目的、内容等を速やかに審査し、岩倉市生涯学習センター利用許可・却下書（様式第2）を申請者に交付するものとする。

(利用の変更)

第5条 前条の利用許可を受けた者（以下「利用者」という。）が許可された事項を変更しようとするときは、利用日の3日前までに岩倉市生涯学習センター利用変更許可申請書（様式第3）を教育委員会に提出し、許可を受けなければならない。

2 教育委員会は、前項の申請を受理した場合は、その変更内容を審査し、直ちに岩倉市生涯学習センター利用変更許可・却下書（様式第4）を申請者に交付するものとする。

(許可の取消し等)

第6条 利用者が利用の取消しをしようとするときは、岩倉市生涯学習センター利用許可取消届（様式第5）を教育委員会に提出しなければならない。

(減免の申請)

第7条 使用料の減免を受けようとするものは、岩倉市生涯学習センター使用料減免申請書（様式第6）を市長に提出しなければならない。ただし、次に掲げる事項については、市長が別に定める。

(1) 年間を通じて定例的に社会教育活動を行う団体（以下「社会教育関係団体」という。）が利用するとき。

(2) センターを定例的に利用して教育、文化及びレクリエーションの学習活動を行う団体（以下「生涯学習サークル」という。）が利用するとき。

2 市長は、使用料の減免を承認又は却下したときは、岩倉市生涯学習センター使用料減免承認・却下書（様式第7）を交付するものとする。

(使用料の減免)

第8条 条例第9条の規定による使用料の減免は、別表のとおりとする。

(使用料の還付)

第9条 条例第10条ただし書の規定により使用料を還付する場合は、岩倉市生涯学習センター使用料還付通知書(様式第8)により通知するものとする。

2 前項の規定による通知を受けた者は、岩倉市生涯学習センター使用料還付請求書(様式第9)により還付を受けることができる。

(利用者の遵守事項)

第10条 利用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 収容人員を超えて入場させないこと。
- (2) 許可を受けた目的以外に使用しないこと。
- (3) 所定の場所以外で飲食をし、又は火気を使用しないこと。
- (4) その他管理上必要な指示に従うこと。

(入館者の遵守事項)

第11条 センターに入館した者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 所定の場所以外で飲食をし、又は火気を使用しないこと。
- (2) センター内を不潔にしないこと。
- (3) 騒音を発し、又は暴力を用いるなど他人に迷惑を及ぼすような行為をしないこと。
- (4) その他管理上必要な指示に従うこと。

(職員の立入り)

第12条 教育委員会は、センターの管理上必要があると認めるときは、利用者に対し、センターの利用に関する指示を与え、又は利用中に職員を立ち入らせ利用の状況を調査させることができる。

(損傷又は滅失の届出)

第13条 利用者又は入館者は、センター又はその附属設備を損傷し、又は滅失したときは、直ちに岩倉市生涯学習センター施設損傷・滅失届(様式第10)を教育委員会に提出しなければならない。

(読替規定)

第14条 条例第15条第1項の規定により指定管理者がセンターの管理及び運営を行う場合は、第4条から第6条まで、第12条及び第13条の規定中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と様式第1から様式第5までの様式中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

(雑則)

第15条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、平成22年1月1日から施行する。ただし、第4条から第9条までの規定は、平成21年10月1日から施行する。

附 則(平成25年6月20日教委規則第5号)

この規則は、公布の日から施行する。

別表(第8条関係)

使用料減免基準		率
1	市又は教育委員会が主催、共催又は主管する行事等に利用する場合	100パーセント
2	指定管理者に管理の業務を行わせている場合において、当該指定管理者が条例第2条に定める目的を達成するために必要な範囲で使用する場合	100パーセント
3	社会教育関係団体が利用する場合	50パーセント

4	生涯学習サークルが利用する場合	50パーセント
5	その他市長が公益上必要があると認める団体等が利用する場合	50パーセント

備考 3、4及び5の減免（保管庫を除く。）については、1月に4回までとする。

様式第1
以下略